



上川路会計事務所通信

上川路会計事務所

〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070
Fax 099-252-6400

上川路美恵野会計事務所

〒892-0821
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465
Fax 099-223-4348



第206号



所長
上川路 長生

ごあいさつ

両刃之剣

「私はすべてのアメリカ人の大統領になる」と『アメリカファースト』を宣言して世界はドナルド・トランプに支配されることになりました。世界最強のリーダーとなる米国大統領を決める選挙で、米国のメディアは民主党のクリントン氏が7割以上の確率で勝利すると予測していました。ところが重要な州の選挙区をほとんど制した共和党のトランプ氏が、まさかの勝利で世界中を驚愕させたのです。過激な発言を繰り返す泡沫候補といわれたトランプ氏をメディアは取り上げ注目させた結果が、トランプ大統領という怪物を生み出してしまいました。民意を読み違えたメディアへの信頼は地に落ちました。

『世界の警察官』の旗を掲げて、中国やロシアに厳しい態度で対峙してきたヒラリー氏は敗れたのです。トランプショックで世界の枠組みが大きく変わりました。ロシアに融和姿勢を見せるトランプ氏の出現で、早速ロシアのプーチン大統領の発言は変化してきました。12月中旬首相の地元山口でのトップ会談で、北方領土の劇的な進展への期待から、「そう簡単ではない」と首相は一転して慎重になっています。ロシア側の共同経済活動提案には、日本にとって領土問題進展の突破口を開く可能性がある反面、ロシアの実効支配を容認したとみなされかねない『両刃之剣』で安易には応じられないのです。

トランプ氏が当選後、世界の指導者で最初に会ったのが安倍首相でした。会談後首相は「信頼できる指導者で、選挙中の発言とは別人だった」と持ち上げたのです。その4日後に、トランプ氏は「大統領就任初日にTPPから離脱する」と宣言して、安倍首相に冷や水を浴びせました。看板政策アベノミクスの減速が指摘される中での成長戦略の柱と期待されるだけに、「TPPは米国抜きでは意味がない」と安倍首相は米国の繋ぎ止めに懸命でTPP発効の旗をおろしてはいないのです。

「事実は韓国ドラマよりも奇なり」といわれ、韓国は混迷を深めています。朴政権は支持率4%と史上最低で崩壊寸前といわれるほどに深刻です。親友による国政介入事件の発覚を受けて、退陣を求める週末の大規模集会は熱を帯び、

目次

ごあいさつ “両刃之剣”	…1P
税務カレンダー	…2P
2016年12月の経理・税務チェックリスト	…3P
職員コラム 今月の担当：脇田 健吾	…3P
会計・税務のQ & A 意外と使えるのに使われていない税額控除 “所得拡大促進税制 その ”	…4.5P
第25回KMCセミナー(社福編)のご報告	…6P
社会福祉法人制度改革に関する資料の公表について	…6P
お客様情報 住宅型有料老人ホーム ソレイシア	…7P
企業防衛対策のおすすめ 随想	…7P
“『あたたかな季節』 上川路美恵野 ”	…8P

弾劾訴追案を採決する動きも強まって朴槿恵大統領は任期満了前に辞意を表明しました。ようやく日韓関係改善の方向に動き出した外交路線が、元の木阿弥になりそうです。

野球の大谷翔平、ゴルフの松山英樹、テニスの錦織圭と日本の若いプロスポーツ選手が世界中から注目を集めています。サッカー界にも新星が期待されていました。サッカーロシアW杯へ出場をかけたアジア最終予選で“崖っぷち”の戦いを続ける日本代表に、世代交代の兆しが見えてきました。ハリルホジッチ監督は鹿児島出身の大迫勇也をエースとして抜擢しました。見事監督の起用に答えを出して、窮地の日本代表を救ったのです。

満員御礼の続く九州場所の千秋楽は前日に優勝を決めた鶴竜が、14勝1敗で有終の美を飾りました。白鵬が通算で千勝を決め、綱取りが有力視された豪栄道は9勝どまりでした。大関稀勢の里の年間勝ち星69勝は賜杯なしでの最多勝となりました。白鵬一強体制から、混戦の時代に移行してきた大相撲人気は続きそうです。

インフルエンザ大流行の兆しとのことで、先手を打って予防接種を受けてきました。人への流行前に“鳥インフル拡大”と日本列島は最大限の警戒態勢です。出水のツルやカモからもウイルスが検出されています。冬の訪れと共に飛来する野鳥は増える一方で細心の注意が求められています。
(平成28年12月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに・



10月決算会社申告書提出

2016年12月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
				1	2	3
4	5	6	7 KMC セミナー	8	9	10
11	12 	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23 天皇誕生日	24
25	26	27	28 上川路 仕事納め	29	30	31
1/1	1/2	1/3	1/4 仕事始め	1/5	1/6	1/7



1月4日まで

- ・10月決算法人の確定申告
- ・4月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 1月決算法人 第3四半期分
 - 4月決算法人 第2四半期分
 - 7月決算法人 第1四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・年税額4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）



12月12日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（当年6月～11月分）の納付

本年最後の給与の支払を受ける日の前日まで

- ・給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出

本年最後の給与の支払をする時

- ・給与所得の年末調整

12月中の市町村条例で定める日

- ・固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付



業務に漏れはありますか？チェックしてみましょう！

年末調整の実施

今月は、年末調整の計算月です。書類の最終確認や最終給与の決定など業務が重なります。従業員数の多い会社では、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。

また、平成28年分以降の扶養控除等申告書については、マイナンバーの記載が原則として必要となります（平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与等に係る扶養控除等申告書について、給与支払者が一定の帳簿を備えている場合には、従業員等のマイナンバーの記載を不要とすることができます）。記載があるときは安全管理措置に沿って管理等を行いましょ。

年末調整でのマイナンバーの取り扱い等については、当事務所通信の先月号の「会計・税務のQ&A」にて特集しておりますので、ご参考ください

新年度の源泉徴収事務の準備

給与計算の他、源泉徴収は1月からまた新しい年度がスタートします。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年度の扶養控除等申告書で確認しましょう。また、当年分の締めくりとして、支払調書・源泉徴収票などの提出、その合計となる法定調書の提出（1月）に向け、早めに準備をしましょう。

賞与支払届の提出

賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）へ届け出る必要があります。

年末の資金繰りの確認

年末・年度末にかけては、通常より資金が必要になります。余裕をもって準備を進め、直前になって慌てないよう、借入が必要な場合には早めに取引銀行との折衝を進めておきましょう。

また、普段よりも債権の保全と回収に気を配ることも大切です。

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ自分の趣味や
はまっていることについて紹介しています。
職員それぞれの個性を楽しんでいただければ幸いです

テーマ：子供との時間

今月の担当：経営支援部 **脇田 健吾**

私には小学1年生になる息子がいるのですが、最近2人ではまっていることがあります。それは絵を描くことです。描くものは身近にあるものやアニメのキャラクターの絵を描くことが多いです。

きっかけは、息子が自由帳に描いているのを見ていて、『お父さんも描いてみて』と言われたのが始まりで気づいたら夢中になっていました。

もともと私自身小さいころは絵を描く事が好きで、休みの日などは1日中描いたりすることもありました。息子も私の小さいころを見ているようで、

宿題が終わると絵を描くことが日課となっています。

絵を描く必須道具の一つ色鉛筆ですが、水彩色鉛筆というのはご存知でしょ

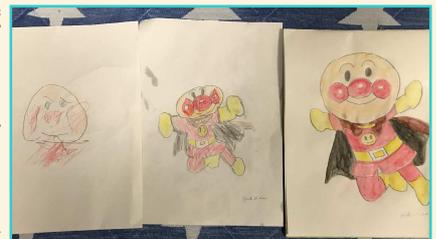
うか。色を塗ったあとに、ぬれた筆でその上を塗ると、絵の具で描いたような色彩が生まれ、絵に動きを出すことができます。とはいったものの色の濃さや水の量など調整が難しく思ったように扱えていないのが現実です。息子からは色が違うなどだめだしを受け、試行錯誤しながら隣で絵を描いている始末です。

最近では、3歳の娘も一緒になって描いています。アンパンマンが好きで、3人で楽しく描いています。

子供と過ごす絵

を描く時間というのは、普段外に遊びに行くのとは違い黙々と静かな時間が流れ、私としてはこの時間というのがとても好きです。

描いた絵には日付を入れて、子供の絵から見る成長というのを楽しんでいます。



テーマ

『意外と使えるのに使われていない税額控除
～ 所得拡大促進税制 その ～ 』

10月の事務所通信にて所得拡大促進税制の概要や緩和事項、また所得拡大促進税制がなかなか活用されにくい理由として挙がっている、「この特例が自分の会社に使えるのか」という判断に関する様々な誤解について掲載しました。今回の『その』では、実際の「給与の計算方法」について見ていきましょう。

所得拡大促進税制とは (おさらい)

「所得拡大促進税制」とは、青色申告書を提出している法人(又は個人事業主)が、下記～の全ての要件を満たした場合に、雇用者給与等支給増加額の10%を法人税額(又は所得税額)から控除(税額の10%(中小企業者等は20%)が上限)ができる制度です。

要件	雇用者給与等支給額が基準事業年度の雇用者給与等支給額に対して、一定割合(増加促進割合)以上増加していること
	雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること
	適用年度の継続雇用者一人あたりの平均給与(平均給与等支給額)が前事業年度(比較平均給与等支給額)を超えること



今回は、上記要件を満たすかどうかを判定する為の計算や実際に控除対象額はどのように算出するのかを見ていきましょう。

例 H28年度の場合(3月決算法人(H28.4.1～H29.3.31)中小企業の場合)

基準事業年度(1)データ	前期(H27)データ	当期(H28)データ
H24.4.1～H25.3.31	H27.4.1～H28.3.31	H28.4.1～H29.3.31
雇用者給与等支給額4,000万円	雇用者給与等支給額4,700万円	雇用者給与等支給額5,000万円
従業員数10名	従業員数11名	従業員数11名
平均給与等支給額400万円	平均給与等支給額430万円	平均給与等支給額454万円

(1)基準事業年度は、H25.4.1以後に開始する事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度ですので、この場合の基準事業年度は、H24.4.1～H25.3.31となります。

下記の要件事項に実際の金額を当てはめて判定します。

要件	(当期H28)雇用者給与等支給増加額 基準雇用者給与等支給額 × 増加促進割合【H28:中小企業3%】 例) 5,000万円 - 4,000万円 = 1,000万円 4,000万円 × 3% = 120万円 要件 クリア
要件	(当期H28)雇用者給与等支給額 比較(前期H27)雇用者給与等支給額 例) 5,000万円 4,700万円 要件 クリア
要件	(当期H28)平均給与等支給額 > 比較(前期H27)平均給与等支給額 例) 454万円 > 430万円 要件 クリア

例の中小企業の場合、～の要件を全て満たしているため、税額控除を受けることができます。

【税額控除額】雇用者給与等支給増加額(2) × 10%

(5,000万円 - 4,000万円) × 10% = 100万円 (この内、中小企業者等は法人税額の20%を限度として計上できる)

(2)雇用者給与等支給増加額 当期(H28)雇用者給与等支給額 - 基準雇用者給与等支給額

では、先程の算定の中で、計算の基となる金額「雇用者給与等支給額」、「平均給与等支給額」等はどのように算出のでしょうか。

雇用者給与等支給額【要件 及び要件 の判定において必要な額】

雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される「国内雇用者」に対する「給与等」の支給額です。ここでいう「給与等」というのは「給与所得として課税される給与」のことをいいます（通勤手当などの非課税給与や福利厚生費などで処理されている現物給与は除く）。

賃金台帳や源泉徴収簿は1月～12月を1年として作成されていますので、決算期末が12月の法人以外は台帳や源泉徴収簿の合計額の数字をそのまま使用することができないので、別で期首月から期末月の全職員の課税給与額（各支給月分と賞与月）を集計する必要があります。

(例) 3月決算法人の場合 「適用年度の雇用者給与等支給額」 H28.4.1～H29.3.31の給与等の合計額
「比較雇用者給与等支給額」 H27.4.1～H28.3.31の給与等の合計額
「基準雇用者給与等支給額」 H24.4.1～H25.3.31の給与等の合計額

平均給与等支給額

「平均給与等支給額」とは、「適用年の継続雇用者() 給与等支給額 ÷ 適用年の月別継続雇用者数の合計人数」により算出された額をいいます。

「継続雇用者」とは…前事業年度、適用年度でそれぞれ1回以上給与等の支給がある国内雇用者のことを言います。継続雇用者給与等支給額の計算対象となるのは、適用年度の継続雇用者に対する給与等であり、雇用保険の被保険者になっている者に対する給与等に該当するものをいいます（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律における継続雇用制度に基づき雇用される者に対するものは除く）。

(例) …継続雇用者給与等支給額又は継続雇用者比較給与等支給額の計算に含まれるもの …含まれないもの

右下の図でもわかるように、前期、当期ともに1回以上の給与等の支給があり、かつ一般被保険者であるものが継続雇用者の対象となります。継続雇用者比較給与等支給額については前期と前々期での確認となります。

	前年度(27年度)		適用年度(28年度)		
	H27.4月	H27.9月	H28.4月	H28.9月	H29.4月
H27.8月に新規採用		<input checked="" type="checkbox"/>			
H28.6月に新規採用				<input checked="" type="checkbox"/>	
H28.10月に退職			<input checked="" type="checkbox"/>		
H27.12月に退職	<input checked="" type="checkbox"/>				
7～12月と5～12月にかけて週20時間以上のアルバイト		<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	
両年とも週10時間のアルバイト					<input checked="" type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>

更に『平均給与等支給額 = 月額（対象職員の給与総額 ÷ 対象職員の延支給月数）』ですので、職員毎の在籍月数まで把握する必要があります。

【助成金の考え方】 政府等から受けた助成金の取扱いについて

「給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額」は雇用者給与等支給額から控除することと規定しているため、特定就職困難者雇用開発助成金、特定求職者雇用開発助成金など、給与等に充てることを目的に労働者の雇入れ人数に応じて政府等から支給される助成金の額は雇用者給与等支給額から控除します。

このように複雑な計算や職員毎の計算対象の判定を行う必要があり、そのために早い段階から入念な事前準備をしておかないと決算作業が間に合わない場合があります。

この特例を検討されている皆様は、必ず事前に担当者にご旨をお伝えください。その上で、担当者から必要な書類の作成の依頼をさせていただくことになると思いますので、御協力をお願いいたします。



第25回KMCセミナー(社福編)のご報告



『社会福祉法人制度改革対策セミナー』

講師：上川路美恵野会計事務所 所長 上川路 美恵野

講義内容：社会福祉法人のガバナンスと定款変更案作成の留意事項
社会福祉充実財産の算定方法



11月10日(木)の午前と午後、12月7日(水)と3回にわたって、鹿児島ビル9階大会議室にて、社会福祉法改正セミナーを開催いたしました。当日はたくさんの方に足を運んでいただき、ありがとうございました!

今後も少しでもお客様のお役に立てるようなセミナーを開催していけるよう努めて参りますので、どうぞよろしくお願いたします!

お知らせ

社会福祉法人制度改革に関する資料の公表について



11月11日に社会福祉法改正に関する政令等が公布されました。改正された政令等とともに関係する通知、事務連絡が発出されています。また、11月28日には、全国担当者向け説明会の資料が公表されました。ファイルは次のアドレスからダウンロードできます。
([厚生労働省 社会福祉法人制度改革について](#)) で検索してみてください)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni tsuite/bunya/0000142657.html>

平成28年11月11日発出通知

- 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について
- 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について(社会福祉法人審査基準、社会福祉法人定款例)
- 【参考1】社会福祉法人定款例(平成28年6月20日付け事務連絡案からの変更点)
- 【参考2】社会福祉法人定款例(Wordファイル)
- 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について(社会福祉法人審査要領)
- 「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」の一部改正について
- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について
- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について

平成28年11月11日発出事務連絡

- 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)」の改訂について
- 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQの改訂について
- 社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて
- 社会福祉充実計画の承認に係る事務処理基準(案)について

<ポイント>

- 新定款例が「社会福祉法人の認可について」の一部改正について(社会福祉法人審査基準、社会福祉法人定款例)で公表されています。6月、10月に公表されたものから一部変更がありますので、「【参考1】社会福祉法人定款例(平成28年6月20日付け事務連絡案からの変更点)」を確認してください。また、これから作成する法人向けにワードファイル【参考2】も公表されています。
「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて」では、定款作成について質問の多い点に関するQ & Aもあります。
- 「社会福祉充実計画の承認に係る事務処理基準(案)」で、社会福祉充実財産の算定式等も示されていますが、未定の点も多く12月中の策定となる見込みです。
- 社会福祉充実財産の算定の際に、事業対象不動産等を財産目録により特定します。記載内容等の変更された財産目録の様式が「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の改訂についてで公表されました。平成28年度決算から適用されます。

社会福祉法人制度改革セミナー開催決定!(開催予定日時:平成29年2月9日 14:00~16:30)
詳しくは、別紙をご覧ください。申込書は当事務所HPからもダウンロード可能です



住宅型有料老人ホーム ソレイシア



当施設では、自立されている方もひとりで生活に不安を抱えている方も、心身共に安心して快適な生活環境を第一に考え支援します。
また必要とされるサービスの提供を行うことにより、入居者が充実した日常生活を送って頂けるような施設の運営を目指します。



名 称	住宅型有料老人ホームソレイシア
事業主体	社会医療法人白光会 白石病院・訪問介護・支援事業所 併設
構 造	鉄筋コンクリート6階建て (4階～6階)
入居開始	平成29年1月
居室数	21室

見学、入居、サービス
内容に関しては、
お気軽にお問合わせ
下さい。



お問い合わせ

住宅型有料老人ホーム ソレイシア
〒890-0042
鹿児島市薬師1丁目12番22号
TEL 099-204-0313

企業防衛対策のおすすめ

このコーナーは、当事務所の
保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策
についてご紹介するコーナーです

企業経営者はリスクの把握と対策に十分な対処を！

リスクマネジメント・シート の作成をしてみましょう！



企業防衛準備資金

・運転資金

事業の継続に支障がないよう、当面の月間固定費を準備します

・借入金返済資金

支払手形、買掛金、未払金等の返済に後継者が困らないための資金

・納税準備資金

法人が受け取った保険金は課税対象です。納税資金も考慮します

役員退職慰労金準備資金

・役員退職慰労金

ご家族がその後の生活や、相続税に苦勞しないための資金準備

・功労加算金

創業者など功労があった方に退職金の30%以内に設定されている会社も多い

・甲慰金

退職金とは別に「甲慰金」を支払う場合、甲慰金には、非課税枠があります

リスクマネジメントを計算できる簡易シートは、監査担当者にお申し付けください

上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます





街角がクリスマスカラーに彩られる季節になりました。早くも今年最後の月ですね。やり残したことは無いかと今年を振り返りながら来年へと思いを馳せるそんな時期です。

クリスマスを題材にした物語は多くありますが、ディケンズの『クリスマスキャロル』はその中でも定番です。守銭奴で冷酷な老人スクルージがクリスマスイブに精霊たちに導かれて自らの生き方を省み、温かい慈悲の心を取り戻すというお話です。

話の冒頭でスクルージの人柄を浮き彫りにするエピソードがあります。慈善のための寄附を求めてクリスマスキャロル（祝歌）を歌いながら家々を巡る若者を乱暴に追い払います。その時に振り上げて脅しに使うものが『簿記棒』と記されていました。『簿記棒』とは何だろうと興味を持ち調べてみたところ、帳簿の罫線を引くための定規のようなものらしく、かなり重たくて長いもののようです。今では廃れた道具ではありますが、他人のために情けをかけたり出費したりするのが嫌で、自分の財にしか興味が無く帳簿を見るのが生きがいというスクルージを象徴する印象的な小道具だと面白く思いました。

ディケンズがクリスマスキャロルを執筆した背景には、当時のイギリスの社会問題、即ち多くの子供達が貧困にあえいでいる現状があり、国民に対して問題提起しようという意図があったと言われています。作中でクリスマスの精霊が哀れな様子の子供達を「無知」と「貧困」と紹介し、この子たちに注意を払え、と諭す場面があります。

ディケンズは、この問題に対して人々がクリスマスの精神である「親切と寛容と慈善」を発揮することが一つの解決策になりうることを示しているのだと思います。

「子供の貧困」は過去の話ではなく、現代の日本でも社会問題として顕在化してきています。

課題解決のためには社会保障の面、財政の面、教育の面など様々な角度からの取り組みが必要ですが、まずは人々が関心を持つことが肝心です。「愛情の反対は無関心」とはよく聞く言葉ですが、直接の知り合いでなくともその人が置かれた状況に共感し関心を持つことで、慈愛の心が生まれ、その心が種となって具体的な活動を生み出すのです。

スクルージの善良な甥が「クリスマスなど馬鹿らしい」と毒づく伯父に向かってクリスマスの喜びを語るセリフにすべてが集約されているように思います。

『（略）困っている人たちのことを、別の目的地に向かう赤の他人ではなく、つかのまの人生をともに生きている同じ旅の仲間と考えるんです。（略）』

クリスマスに限らず年末年始は家族や親せきが集まったり、故郷に帰省してきた友人と久しぶりに再会したり、また、年賀状などを通じてつながり確かめたり、と人と人との交流が活発になる時期です。

身近な人や、今までに出会った人との縁に感謝するとともに、同じ時代に社会に共に生きている人の幸せについても考える時にしたいですね。

今年一年お世話になりました。よいお年をお迎えください。

（参考図書：「クリスマス・キャロル」 春風社：出版 チャールズ・ディケンズ：著 井原慶一郎：翻訳解説）



おこづかい姿を変えし赤い羽根

美恵野



編集後記

暖かい11月だっただけに、気持ちの準備もできていないまま、あっという間に12月になりました。最近はまだ寒さも増してきて、秋を感じる間もなく冬がやってきたような気がします。急に冷え込んできたので、体調を崩してしまわないように気を付けたいものですね。今年も事務所通信をご清覧いただき、ありがとうございました。来年もどうぞよろしくお願い致します。

連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400

E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp

New! URL <http://kamikawaji-kaikai.com/>

HPが新しく
なりました！

上川路会計

検索

広報委員会 上川路美恵野 福留 伊集院 赤塚 西 篠原

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

